

令和3年度
第1回介護保険専門部会
＜議事1＞

小規模多機能型居宅介護事業所の休止期間の延長について

■事業者概要

休 止 期 間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 9月 30日	
休 止 理 由	夜勤従事者の確保が困難な状況となったため。	
事 業 者	法 人 名	社会福祉法人いちはつの会
	所 在 地	恵庭市南島松6-1
	代 表 者	理事長 西部 光洋
事 業 所	事 業 所 名	小規模多機能型居宅島松ふくろうの森
	所 在 地	恵庭市南島松6-1
	事 業 名	小規模多機能型居宅介護

本部会への議事

(議事内容)

小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスであり、市内高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活を送れるようにするためのサービスです。

同法人は、令和2年4月1日より夜勤従事者の確保が困難な状況であるため一年間事業を休止していたところですが、依然として状況は改善されず、再開の目途は立っていませんでした。

しかしながら、同法人は、別紙理由書のとおり、再開に向けて企業説明会への参加や人材紹介会社への登録等を行い人材確保に尽力し、再開させるために休止期間を半年間延長してほしい旨休止期間延長についての理由書の提出がありました。



(本市の対応)

以上の内容から、小規模多機能型居宅介護は、同法人を含めて市内で2事業所が指定を受けておりますが、通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせることができる多機能型サービスを必要とする高齢者ニーズも一定数あり、また、事業者も再開に向けて人材確保に尽力していることから、休止期間をやむなく半年間延長することといたしました。

令和3年3月16日

恵庭市長 様

小規模多機能居宅介護 島松ふくろうの森
休止期間延長についての理由書

現在休止中の小規模多機能居宅介護島松ふくろうの森は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの合計1年間、再稼働を前提に休止届の申請を行っておりますが、令和3年3月現在も再稼働に必要な人員を確保できておらず、また、同地区にあります入居施設の人員も不足していることから、以前再稼働には厳しい状況にあります。

しかし、地域や恵庭市からの再稼働への熱い要望もあり、当法人としても再稼働を実現したいと考えております。人員を確保するため夜勤専従職員等新たな募集形態を行い、今後もハローワークへの継続的な求人登録はもちろん、企業説明会への参加、人材紹介、派遣会社への登録等を積極的に行い求人活動に尽力していく所存であります。再度、休止期間の半年間の延長を賜れば幸いと存じます。お取り計らいのほど、宜しくお願い致します。

社会福祉法人いはつの会
理事長 西部 光洋



令和3年度

恵庭市地域密着型サービス事業者募集要項

【 認知症対応型共同生活介護 】

(第8期介護保険事業計画分)

— 令和3年4月 —

恵 庭 市

保健福祉部 介護福祉課

1. 目的

第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、令和7（2025）年や令和22（2040）年の将来人口や要介護者の推計等から導かれる介護保険サービス需要を見込み、また介護離職ゼロの実現に向けて、中長期的な視野に立ち、適切に基盤整備を進めることが重要であることから、高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスの基盤整備を計画的に推進します。

～ 「第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋 ～

本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第8期計画期間中に下記の基盤整備を行います。

◎基盤整備計画

基 盤	第8期		
	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 36人（18人×2カ所）	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
看護小規模多機能型居宅介護 29人（1カ所）	公 募	サービス開始	
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム） 29人（1カ所）	公 募		サービス開始
認知症対応型通所介護	指定申請 → 指定決定 → サービス開始 ※認知症対応型通所介護は公募による指定ではなく、指定申請があれば審査を行い、指定します。		

2. 今回募集する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
認知症対応型共同生活介護	1カ所 定員 18人	市内全域	令和4年度内に 供用開始

3. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、介護サービス提供基盤等整備事業費として、交付金支援の対象となる場合があります。ただし、当該交付金は、北海道が審査・決定するため、資金計画に含めることは可能ですが、交付が確定しているものではありませんので予めご了承ください。

なお、交付金を活用した事業所整備は、北海道の交付内示（指令前着手届の提出）を経てからの工事着工となりますが、交付内示時期は未定です。

※交付金を希望しない場合には、選定後であれば工事着工の時期に制限はありません。

※当該交付金は、上記のとおり、北海道の交付金を活用し、恵庭市が「介護サービス提供基盤等整備事業」を行う事業者に対して補助金を交付する（間接補助）ものであり、単年度ごとの予算措置により交付されるものです。

したがって、工事着手～完了～実績報告～補助金請求～補助金受領など、全ての事務が令和3年度内に完了している必要があります。余裕を持ったスケジュール管理をお願いします。

【交付金メニューの一部】

●施設整備分・・・ 33,600千円×施設数 = 33,600千円

●開設準備分・・・ 839千円×定員数（18人） = 15,102千円

※北海道の交付金であるため、今後交付基準額が変更となる場合があります。

4. 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の第4項及び同法第115条の12の第2項に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、恵庭市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による、指定の取消を受けたことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (10) 土地及び建物の所有権または賃借権等を有しているか、確実に使用できる見込みであるか。
※関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、上記のとおり、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (11) その他応募必要書類の内容を満たすこと。

5. 事業用地

- (1) 自己所有地・借地を問わない。
借地も可能とするが、その場合は、事業の存続に必要な相当長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 建設用地を今後売買による取得する（借地を含む）場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（借地）が確実であることが証明できればよい。
- (3) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。
または、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを確認した上で用地を選定すること。
- (5) 事業用地は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域での立地とすること。

6. 建物

- (1) 建築費・改修費の補助を受ける場合は、建物を自己所有すること。
募集の内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。
- (2) 建築基準法、消防法、その他の各種法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認すること。
- (3) 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (4) 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- (5) 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分に留意すること。
- (6) 今般の感染症に対応するゾーニングを意識した計画とすること。

7. 応募手続き

応募事業者は原則、(1) 公募説明会へご参加いただき、(2)～(3)の手続きを踏み、(4)の応募受付期限までに応募申請書及び添付資料をご提出ください。

- (1) 公募説明会（応募予定者は原則参加してください）

- 日 時 : 令和3年4月14日（水）14:00～（受付13:45～）
- 会 場 : 恵庭市民会館 2階 中会議室（恵庭市新町10番地（市役所隣））
- 申込方法 : 開催日前日までに【法人名／担当者名／参加人数／連絡先電話番号】を記載し、恵庭市介護福祉課指導担当までご連絡ください。
※申込書はございませんので、任意様式でご提出ください。
※参加人数は、各事業所原則2名まででお願いします。
※お申込は、メール若しくはFAXにてお願い致します。
※当日は、マスクをご着用の上ご参加願います。
- 資 料 : 当日配布する資料は公募説明会資料のみとなります。
募集要項や様式等につきましてはホームページへ掲載しておりますので、配布を省略させていただきます。

(2) 応募意思表明書

・ 応募意思表明書（別紙様式）を下記により提出してください。

● 提出期限：令和3年4月14日（水）～4月23日（金）

● 時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）

● 提出方法：持参のみ

※期限までに応募意思表明書の提出がない場合は、その後の応募書類を受付できませんので
ご留意ください。

● 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。

● 応募意思表明書の取り下げについては、特段様式はないため、電話にてご連絡願います。

(3) 事前協議

・ 応募意思表明書をご提出いただいた後、応募に係る事前協議をさせていただきます。

・ 事前協議では、整備予定地の立地及び周辺環境、建設に伴う関係部局等との調整状況、資金の状況、施設内レイアウト（平面図の内容）地域住民説明会の開催範囲や開催状況などをヒアリングさせていただきます。

● 事前協議の実施期間：令和3年4月14日（水）～4月30日（金）

※事前協議は必須です。

※事前協議の日程調整は応募意思表明書を受付した後に、当方からご連絡させていただきます。

(4) 応募受付

● 期間：令和3年 4月19日（月）～ 5月14日（金）

● 時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）

● 場所： 恵庭市役所保健福祉部 介護福祉課 指導担当（14番窓口）

● 提出方法：持参のみ

● 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。

※事前協議を踏まえていない場合は、応募受付いたしませんのでご留意ください。

※書類が揃っていない状態では受付致しませんので、余裕をもってご提出願います。

● 応募を辞退する場合は、下記のとおり取り扱います。

【(1) 公募期間中に応募を辞退する場合】

・ 応募申請取り下げ届出書（様式10）を提出してください。

【(2) 公募期間終了後に応募を辞退する場合】

・ 応募辞退届出書（様式11）を提出してください。

(5) 手順スケジュール

	4月	5月
応募意思表明書	4/14  4/23	
事前協議	4/14  4/30	
応募受付	4/19  5/14	

(6) 提出部数

- 正本 1 部、副本 9 部（コピー可）計 10 部

※副本 9 部においては、外部委員へ送付するため、応募事業者が特定できる法人名や法人住所、法人代表者など応募事業者が特定されるものについては、見えないようマスキングしてください。

(7) 応募申請書及び提出書類

No.1 ~ No.25 の書類を提出してください。

■ 応募申請書／提出書類一覧

No.	項目	様式	備考
1	応募申請書	1	事業所名は「(仮称)〇〇」とすること。
2	地域密着型サービス事業計画書	2	
3	事業の概要調書	3	
4	従事職員配置表	4	
5	事業者概要調書	5	
6	代表者経歴書	6	
7	管理者（予定者）経歴書	7	
8	質問表	8	
9	誓約書（1）	9-1	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨
	誓約書（2）	9-2	令和 3 年度 恵庭市地域密着型サービス事業者応募に係る誓約書
10	応募申請取り下げ届出書	10	※公募期間中に応募を辞退する場合提出
11	応募辞退届出書	11	※公募期間終了後に応募を辞退する場合提出

■ スケジュール

12	開設までのスケジュール	任意	できるだけ詳細に作成
----	-------------	----	------------

■ 法人関係

13	法人定款	—	
14	法人登記簿謄本	—	原本（応募の 3 ヶ月以内に発行されたもの） （副本はコピー可能）
15	法人の沿革	任意	
16	印鑑証明	—	原本（副本はコピー可能）
17	収支決算書	—	直近 3 ヶ年 • 貸借対照表 • 損益計算書

18	資金調達計画関係	—	①自己資金の場合は預金残高証明書 (申請日の1ヵ月以内) ②借入の場合は融資証明書、借入金返済計画書等(元金、利率、返済期間、金融機関名を記載すること)
19	就業規則	—	
20	給与規程	—	

■ 事業所関係

21	運営規程	—	事業所名「(仮称)〇〇」で作成
22	計画図面	A3版	A3版で作成し、A4版に折り込んでください。 土地・建物の詳細がわかる市内位置図、平面図、立面図等

■ 地域関係

23	地域住民説明状況調書	任意	事前に地域住民への説明を行った状況について記載してください。 ※ただし、コロナ禍に伴い、集会での説明会だけでなく、事前に地区会長等へ趣旨説明の上、資料配布による説明実施も可能とします。
24	協力病院・協力歯科医療機関内諾書	任意	

■ プレゼンテーション及びヒアリング審査関係

25	プレゼンテーション資料	任意	A4サイズ1~3枚程度で、上記資料のほかに用意があれば添付してください。
----	-------------	----	--------------------------------------

※ 質問は、質問表(様式8)により提出してください。

※ 上記提出書類のほかにも、必要に応じ書類の追加を求める場合があります。

8. 地域密着型サービス事業者の選定方法

- (1) 事業者の選定は、恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会が行います。
- (2) 審査は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリング審査により総合的に評価し審査します。
- (3) 選定基準は、恵庭市地域密着型サービス事業者選定基準を設けて行います。
- (4) 選定委員会の選定結果について、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会(地域密着型サービス運営委員会)において審議した上で、市長が決定します。
- (5) 選定結果について、全応募者に対し速やかに文書で通知するとともに市ホームページ等で公表します。
- (6) 応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合には、追加募集を行う場合があります。
- (7) 選定後の権利譲渡は認めません。

9. 事業者指定について

- (1) 事業者は、選定後に指定申請をしていただきますが、具体的な手続きについては、選定後にお知らせします。
- (2) 指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請内容が応募内容（事業計画書等）と著しく条件が異なる場合や指定基準を満たしていない場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には指定申請を却下する場合があります。
- (4) 指定後にあっても、選定又は指定を行うに当たり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

10. その他

- 募集要項及び関係記載様式については、市のホームページに掲載しています。
- 応募様式の文字フォント、サイズに指定はございませんが、極端に小さいなど見えづらくならないように作成してください。
- プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公募申込みをしたすべての事業者を対象とします。また、時間の制約上持込パソコンによるパワーポイントや動画を用いることは不可とします。プレゼンテーションに用いる資料は公募書類の提出時のみの受付とし、当日の持込は不可とします。持ち時間やプレゼンテーション開始時間等については、後日応募事業者への通知文にてお知らせします。
- 事業計画や事業概要、その他添付書類に未定、未整備の項目がある場合には、その旨を記載の上、添付しなくても構いません。ただし、より具体的な記述のある方を評価しますのでご承知ください。

11. スケジュールについて

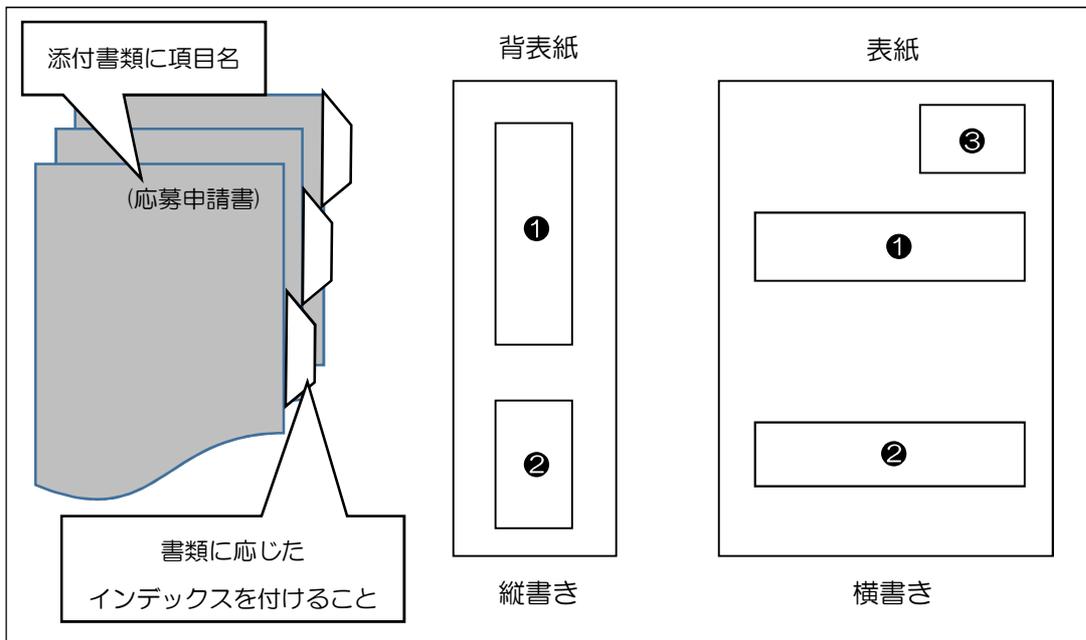
日 程	内 容
令和3年 4月 6日 (火)	公募スケジュール・募集要項等の公表 質問の受付開始
令和3年 4月14日 (水)	事業者公募説明会 (※応募予定者は原則参加)
令和3年 4月14日 (水) ～ 4月23日 (金)	応募意思表明書の受付期間
令和3年 4月19日 (月)	質問の受付終了
令和3年 4月21日 (水)	質問・回答内容を恵庭市ホームページに掲載
令和3年 4月23日 (金)	第1回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会
令和3年 4月26日 (月)	第1回 選定委員会 (本公募について選定委員へ説明)
令和3年 4月14日 (水) ～ 4月30日 (金)	事前協議の実施期間
令和3年 4月19日 (月) ～ 5月14日 (金)	応募の受付期間
～	応募書類の審査
令和3年 5月24日 (月)	第2回 選定委員会 (事業所によるプレゼンテーション及びヒアリング審査)
令和3年 5月26日 (水)	第3回 選定委員会 (事業者選定)
※選定後、専門部会での審議等を経て速やかに各種事務を執り進めます	
令和3年 5月31日 (月)	第2回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会での審議
令和3年 6月上旬	審査結果の通知と公表 (選定結果等をホームページで公開)
令和4年度内	指定予定事業者は、事業開始に向けた諸準備を執り進める
	事業所、設備、人員等について、法令の基準に沿った整備を完了し、恵庭市に事業者指定申請を行う。
	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会 (地域密着型サービス運営委員会) において、事業者指定申請についての審議を行う。
	恵庭市から認知症対応型共同生活介護の事業者指定を受ける。 事業の開始。

応募にあたっての留意事項

- (1) 介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 新たに事業所を開設する場合は、応募申込の事前に地元への説明を行い、その結果（予定）について記載してください。なお、説明にあたっては「恵庭市に応募し、事業として指定されることが条件である」旨を資料に記載するなど、十分注意を払うものとします。
- (3) 応募いただいた関係書類は返却せず、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、恵庭市情報公開条例第10条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。
- (6) 質問は、事業計画が指定基準を満たしているかについては回答しかねますので、各自で基準等をご確認ください。また応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社等からの質問は受け付けませんので、応募者から質問表を提出してください。

【提出書類の体裁】

- (1) フラットファイルに書類を綴じて提出してください。
- (2) 1ページ目に全体の目次を付けてください。2ページ目に「応募申請書」、3ページ目に、「地域密着型サービス事業計画書」と続くようにお願いします。
- (3) 項目ごとに仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 用紙は原則としてA4版で作成してください。※函面は折りたたむなどしてA4版に統一。



フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 令和3年度 認知症対応型共同生活介護事業 応募申請書
- ② 事業者名（※事業者名は、正本のみ付してください。）
- ③ 正本又は副本

以上

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
1. 運営全般	①事業運営の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自立した日常生活を営むことを基本理念としているか。 ・基本理念の内容が確立化され、明文化されているか。 ・適正な利用者負担額となっているか。また根拠は明確か。
	②利用者の人権保護への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思や自立を尊重したサービス提供が期待できるか。 ・成年後見制度及びその活用への理解があるか。
	③非常災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の関係機関への通報や連携体制の策定が計画されているか。 ・非常災害計画や業務継続計画（BCP）の策定が計画されているか。 ・避難訓練の実施が計画されているか。 ・感染症発生時のゾーニングに関する実施体制について計画されているか。
	④事故防止、虐待防止の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止、虐待防止のための指針（マニュアル等）の整備が計画されているか。 ・事故防止、虐待防止のための委員会等の設置が計画されているか。 ・事故発生時の連絡体制図の整備が計画されているか。 ・損害賠償保険の加入が計画されているか。
	⑤苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な苦情処理の仕組み（フロー図等）の整備が計画されているか。 ・苦情受付窓口の設置を計画しているか。
	⑥衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品の消毒等、衛生管理を行う計画があるか。 ・感染症予防に関する実施体制について計画されているか。 ・従業員の健康管理等を行う計画となっているか。
	⑦地域との連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・開設にあたり地域住民への説明を行う計画となっているか。 ・地域、町内会等と連携を図り運営することが期待されるか。 ・家族との交流の場を設定する計画となっているか。
	⑧医療との連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関が計画されているか。 ・利用者の入院や夜間等における対応をあらかじめ医療機関と取り決める計画となっているか。 ・終末期のケアについて医療機関との連携が計画されているか。
	⑨認知症に関する独自の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域を対象とした認知症に関する研修会の開催等独自の取組みを計画しているか。

〈恵庭市地域密着型サービス事業者 選考基準等の一覧〉

(グループホーム)

(HP用)

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
2. 職員体制	①必要な職員が適正に配置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は、介護経験はあるか。保健福祉医療サービス事業の経営に携わった経験があるか。 ・常勤の管理者は十分な介護知識、経験を有しているか。 ・介護職員が十分に配置される計画となっているか。 ・介護支援専門員が十分に配置される計画となっているか。
	②職員の研修・育成に関する方針は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に向けた取組みがあるか。 ・従業者が働きやすい職場環境が具体的に計画されているか。 ・職員の研修計画の策定が計画されているか。
3. 施設及びサービス	①施設立地の優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域バランスに配慮した立地となっているか。 ・地域バランス（同一町内地域）に配慮した立地となっているか。
	②施設機能の充実性	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、トイレ等バリアフリーの設備が図られるよう計画されているか。 ・利用スペースの確保等、利便性が図られる施設となっているか。 ・消防用設備等が備えられた施設となっているか。
4. 法人の経営状況	①これまでの取り組みに関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉・医療事業の実績はあるか。 (市内に法人、または事業所があれば加点)
	②事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の財政状況は良好か。 ・持続可能な安定的な経営が期待できるか。 ・無理のない資金計画となっているか。 ・事業のスケジュールは具体的か。
5. その他	その他	<p>【事業継続に対する信頼性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型サービス事業」において公募期間終了後に応募を辞退したことがないか ・「地域密着型サービス事業」について撤退したことがないか <p>※過去3年間における、他市町村での実績も含める</p>

合計	1. 運営全般	※配点は200点満点。 評価は120点を合格ラインとし、120点未満の場合は欠格事業者とします。複数の事業者から公募がある場合は、点数の高い事業者を選定します。また、公募が1社であっても120点以上の場合には選定の対象としますが120点未満の場合は、欠格とします。
	2. 職員体制	
	3. 施設及びサービス	
	4. 法人の経営状況	
	5. その他	
	合計	

令和3年度

恵庭市地域密着型サービス事業者募集要項

【 看護小規模多機能型居宅介護 】

(第8期介護保険事業計画分)

— 令和3年4月 —

恵 庭 市

保健福祉部 介護福祉課

1. 目的

第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、令和7（2025）年や令和22（2040）年の将来人口や要介護者の推計等から導かれる介護保険サービス需要を見込み、また介護離職ゼロの実現に向けて、中長期的な視野に立ち、適切に基盤整備を進めることが重要であることから、高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスの基盤整備を計画的に推進します。

～ 「第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋 ～

本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第8期計画期間中に下記の基盤整備を行います。

◎基盤整備計画

基 盤	第8期		
	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 36人（18人×2カ所）	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
看護小規模多機能型居宅介護 29人（1カ所）	公 募	サービス開始	
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム） 29人（1カ所）	公 募		サービス開始
認知症対応型通所介護	指定申請 → 指定決定 → サービス開始 ※認知症対応型通所介護は公募による指定ではなく、指定申請があれば審査を行い、指定します。		

2. 今回募集する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
看護小規模多機能型居宅介護	1カ所 登録定員 29人	市内全域	令和4年度内に 供用開始

3. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、介護サービス提供基盤等整備事業費として、交付金支援の対象となる場合があります。ただし、当該交付金は、北海道が審査・決定するため、資金計画に含めることは可能ですが、交付が確定しているものではありませんので予めご了承ください。

なお、交付金を活用した事業所整備は、北海道の交付内示（指令前着手届の提出）を経てからの工事着工となりますが、交付内示時期は未定です。

※交付金を希望しない場合には、選定後であれば工事着工の時期に制限はありません。

※当該交付金は、上記のとおり、北海道の交付金を活用し、恵庭市が「介護サービス提供基盤等整備事業」を行う事業者に対して補助金を交付する（間接補助）ものであり、単年度ごとの予算措置により交付されるものです。

したがって、工事着手～完了～実績報告～補助金請求～補助金受領など、全ての事務が令和3年度内に完了している必要があります。余裕を持ったスケジュール管理をお願いします。

【交付金メニューの一部】

●施設整備分・・・ 33,600千円×施設数 = 33,600千円

●開設準備分・・・ 839千円×宿泊定員数（9人） = 7,551千円

※北海道の交付金であるため、今後交付基準額が変更となる場合があります。

4. 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の第4項及び同法第115条の12の第2項に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、恵庭市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による、指定の取消を受けたことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (10) 土地及び建物の所有権または賃借権等を有しているか、確実に使用できる見込みであるか。
※関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、上記のとおり、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (11) その他応募必要書類の内容を満たすこと。

5. 事業用地

- (1) 自己所有地・借地を問わない。
借地も可能とするが、その場合は、事業の存続に必要な相当長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 建設用地を今後売買による取得する（借地を含む）場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（借地）が確実であることが証明できればよい。
- (3) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。
または、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを確認した上で用地を選定すること。
- (5) 事業用地は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域での立地とすること。

6. 建物

- (1) 建築費・改修費の補助を受ける場合は、建物を自己所有すること。
募集の内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。
- (2) 建築基準法、消防法、その他の各種法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認すること。
- (3) 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (4) 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- (5) 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分に留意すること。
- (6) 今般の感染症に対応するゾーニングを意識した計画とすること。

7. 応募手続き

応募事業者は原則、(1) 公募説明会へご参加いただき、(2)～(3)の手続きを踏み、(4)の応募受付期限までに応募申請書及び添付資料をご提出ください。

- (1) 公募説明会（応募予定者は原則参加してください）

●日 時：令和3年 4月14日（水） 16:00～（受付 15:45～）

●会 場：恵庭市民会館 2階 中会議室（恵庭市新町10番地（市役所隣））

●申込方法：開催日前日までに【法人名／担当者名／参加人数／連絡先電話番号】を記載し、恵庭市介護福祉課指導担当までご連絡ください。

※申込書はございませんので、任意様式でご提出ください。

※参加人数は、各事業所原則2名まででお願いします。

※お申込は、メール若しくはFAXにてお願い致します。

※当日は、マスクをご着用の上ご参加願います。

●資 料：当日配布する資料は公募説明会資料のみとなります。

募集要項や様式等につきましてはホームページへ掲載しておりますので、配布を省略させていただきます。

(2) 応募意思表明書

- ・ 応募意思表明書（別紙様式）を下記により提出してください。
- 提出期限：令和3年4月14日（水）～4月23日（金）
- 時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
- 提出方法：持参のみ
 - ※期限までに応募意思表明書の提出がない場合は、その後の応募書類を受付できませんのでご留意ください。
- 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
- 応募意思表明書の取り下げについては、特段様式はないため、電話にてご連絡願います。

(3) 事前協議

- ・ 応募意思表明書をご提出いただいた後、応募に係る事前協議をさせていただきます。
- ・ 事前協議では、整備予定地の立地及び周辺環境、建設に伴う関係部局等との調整状況、資金の状況、施設内レイアウト（平面図の内容）地域住民説明会の開催範囲や開催状況などをヒアリングさせていただきます。
- 事前協議の実施期間：令和3年 4月14日（水） ～ 4月30日（金）
 - ※事前協議は必須です。
 - ※事前協議の日程調整は応募意思表明書を受付した後に、当方からご連絡させていただきます。

(4) 応募受付

- 期間：令和3年 4月19日（月）～ 5月14日（金）
- 時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
- 場所： 恵庭市役所保健福祉部 介護福祉課 指導担当（14番窓口）
- 提出方法：持参のみ
- 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
 - ※事前協議を踏まえていない場合は、応募受付いたしませんのでご留意ください。
 - ※書類が揃っていない状態では受付致しませんので、余裕をもってご提出願います。
- 応募を辞退する場合は、下記のとおり取り扱います。
 - 【(1) 公募期間中に応募を辞退する場合】
 - ・ 応募申請取り下げ届出書（様式10）を提出してください。
 - 【(2) 公募期間終了後に応募を辞退する場合】
 - ・ 応募辞退届出書（様式11）を提出してください。

(5) 手順スケジュール

	4月	5月
応募意思表明書	4/14  4/23	
事前協議	4/14  4/30	
応募受付	4/19  5/14	

(6) 提出部数

- 正本 1 部、副本 9 部（コピー可）計 10 部

※副本 9 部においては、外部委員へ送付するため、応募事業者が特定できる法人名や法人住所、法人代表者など応募事業者が特定されるものについては、見えないようマスキングしてください。

(7) 応募申請書及び提出書類

No.1 ~ No.25 の書類を提出してください。

■ 応募申請書／提出書類一覧

No.	項目	様式	備考
1	応募申請書	1	事業所名は「(仮称)〇〇」とすること。
2	地域密着型サービス事業計画書	2	
3	事業の概要調書	3	
4	従事職員配置表	4	
5	事業者概要調書	5	
6	代表者経歴書	6	
7	管理者（予定者）経歴書	7	
8	質問表	8	
9	誓約書（1）	9-1	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨
	誓約書（2）	9-2	令和 3 年度 恵庭市地域密着型サービス事業者応募に係る誓約書
10	応募申請取り下げ届出書	10	
11	応募辞退届出書	11	

■ スケジュール

12	開設までのスケジュール	任意	できるだけ詳細に作成
----	-------------	----	------------

■ 法人関係

13	法人定款	—	
14	法人登記簿謄本	—	原本（応募の 3 ヶ月以内に発行されたもの） （副本はコピー可能）
15	法人の沿革	任意	
16	印鑑証明	—	原本（副本はコピー可能）
17	収支決算書	—	直近 3 ヶ年 • 貸借対照表 • 損益計算書

18	資金調達計画関係	—	①自己資金の場合は預金残高証明書 (申請日の1ヵ月以内) ②借入の場合は融資証明書、借入金返済計画書等(元金、利率、返済期間、金融機関名を記載すること)
19	就業規則	—	
20	給与規程	—	

■ 事業所関係

21	運営規程	—	事業所名「(仮称)〇〇」で作成
22	計画図面	A3版	A3版で作成し、A4版に折り込んでください。 土地・建物の詳細がわかる市内位置図、平面図、立面図等

■ 地域関係

23	地域住民説明状況調書	任意	事前に地域住民への説明を行った状況について記載してください。 ※ただし、コロナ禍に伴い、集会での説明会だけでなく、事前に地区会長等へ趣旨説明の上、資料配布による説明実施も可能とします。
24	協力病院・協力歯科医療機関内諾書	任意	

■ プレゼンテーション及びヒアリング審査関係

25	プレゼンテーション資料	任意	A4サイズ1~3枚程度で、上記資料のほかに用意があれば添付してください。
----	-------------	----	--------------------------------------

※ 質問は、質問表(様式8)により提出してください。

※ 上記提出書類のほかにも、必要に応じ書類の追加を求める場合があります。

8. 地域密着型サービス事業者の選定方法

- (1) 事業者の選定は、恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会が行います。
- (2) 審査は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリング審査により総合的に評価し審査します。
- (3) 選定基準は、恵庭市地域密着型サービス事業者選定基準を設けて行います。
- (4) 選定委員会の選定結果について、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会(地域密着型サービス運営委員会)において審議した上で、市長が決定します。
- (5) 選定結果は、全応募者に対し速やかに通知するとともに市ホームページ等で公表します。
- (6) 応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合には、追加募集を行う場合があります。
- (7) 選定後の権利譲渡は認めません。

9. 事業者指定について

- (1) 事業者は、選定後に指定申請をしていただきますが、具体的な手続きについては、選定後にお知らせします。
- (2) 指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請内容が応募内容（事業計画書等）と著しく条件が異なる場合や指定基準を満たしていない場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には指定申請を却下する場合があります。
- (4) 指定後にあっても、選定又は指定を行うに当たり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

10. その他

- 募集要項及び関係記載様式については、市のホームページに掲載しています。
- 応募様式の文字フォント、サイズに指定はございませんが、極端に小さいなど見えづらくならないように作成してください。
- プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公募申込みをしたすべての事業者を対象とします。また、時間の制約上持込パソコンによるパワーポイントや動画を用いることは不可とします。プレゼンテーションに用いる資料は公募書類の提出時のみの受付とし、当日の持込は不可とします。持ち時間やプレゼンテーション開始時間等については、後日応募事業者への通知文にてお知らせします。
- 事業計画や事業概要、その他添付書類に未定、未整備の項目がある場合には、その旨を記載の上、添付しなくても構いません。ただし、より具体的な記述のある方を評価しますのでご承知ください。

11. スケジュールについて

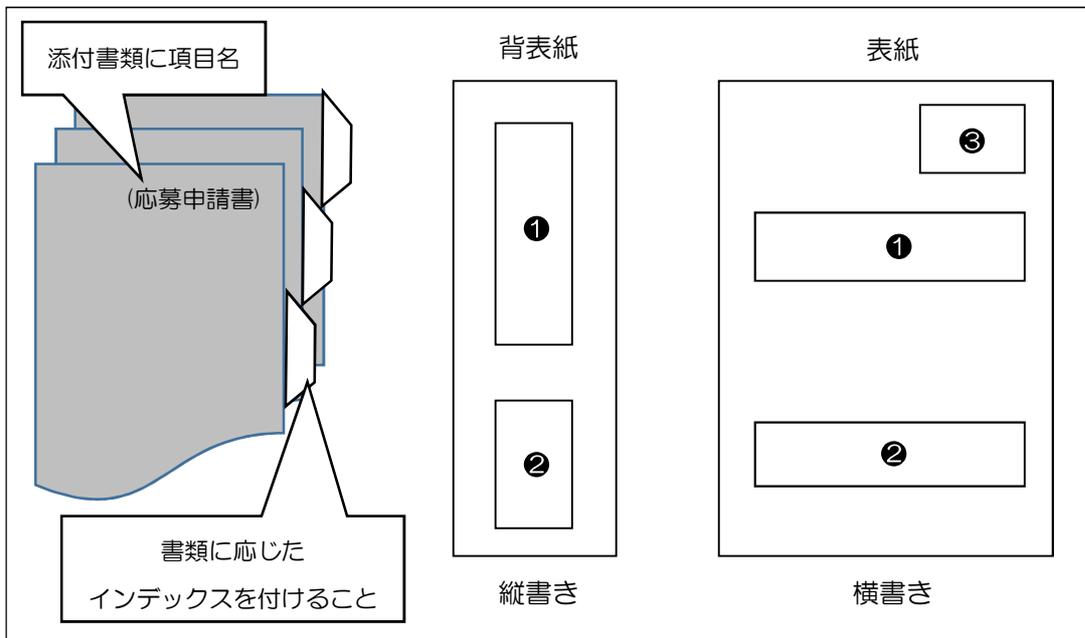
日 程	内 容
令和3年 4月 6日 (火)	公募スケジュール・募集要項等の公表 質問の受付開始
令和3年 4月14日 (水)	事業者公募説明会 (※応募予定者は原則参加)
令和3年 4月14日 (水) ～ 4月23日 (金)	応募意思表明書の受付期間
令和3年 4月19日 (月)	質問の受付終了
令和3年 4月21日 (水)	質問・回答内容を恵庭市ホームページに掲載
令和3年 4月23日 (金)	第1回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会
令和3年 4月26日 (月)	第1回 選定委員会 (本公募について選定委員へ説明)
令和3年 4月14日 (水) ～ 4月30日 (金)	事前協議の実施期間
令和3年 4月19日 (月) ～ 5月14日 (金)	応募の受付期間
～	応募書類の審査
令和3年 5月24日 (月)	第2回 選定委員会 (事業所によるプレゼンテーション及びヒアリング審査)
令和3年 5月26日 (水)	第3回 選定委員会 (事業者選定)
※選定後、専門部会での審議等を経て速やかに各種事務を執り進めます	
令和3年 5月31日 (月)	第2回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会での審議
令和3年 6月上旬	審査結果の通知と公表 (選定結果等をホームページで公開)
令和4年度内	指定予定事業者は、事業開始に向けた諸準備を執り進める
	事業所、設備、人員等について、法令の基準に沿った整備を完了し、恵庭市に事業者指定申請を行う。
	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会 (地域密着型サービス運営委員会) において、事業者指定申請についての審議を行う。
	恵庭市から看護小規模多機能型居宅介護の事業者指定を受ける。 事業の開始。

応募にあたっての留意事項

- (1) 介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 新たに事業所を開設する場合は、応募申込の事前に地元への説明を行い、その結果（予定）について記載してください。なお、説明にあたっては「恵庭市に応募し、事業として指定されることが条件である」旨を資料に記載するなど、十分注意を怠るものとします。
- (3) 応募いただいた関係書類は返却せず、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、恵庭市情報公開条例第10条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。
- (6) 質問は、事業計画が指定基準を満たしているかについては回答しかねますので、各自で基準等をご確認ください。また応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社等からの質問は受け付けませんので、応募者から質問表を提出してください。

【提出書類の体裁】

- (1) フラットファイルに書類を綴じて提出してください。
- (2) 1ページ目に全体の目次を付けてください。2ページ目に「応募申請書」、3ページ目に、「地域密着型サービス事業計画書」と続くようにお願いします。
- (3) 項目ごとに仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 用紙は原則としてA4版で作成してください。※函面は折りたたむなどしてA4版に統一。



フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 令和3年度 看護小規模多機能型居宅介護事業 応募申請書
- ② 事業者名（※事業者名は、正本のみ付してください。）
- ③ 正本又は副本

以上

〈恵庭市地域密着型サービス事業者 選考基準等の一覧〉

< HP用 >

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
1. 運営全般	①事業運営の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の運営理念や事業所運営の考え方について。 ・恵庭市の状況をどのように捉えており、その上で、どのような考えで応募に至ったのか。
	②サービス提供にあたっての理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような事業所運営を行っていくのか。 ・利用者の状態、意向に配慮したサービスの考え方について。
	③非常災害時の対応・衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の関係機関への通報や連携体制の策定が計画されているか。 ・非常災害計画や業務継続計画（BCP）の策定が計画されているか。 ・避難訓練の実施が計画されているか。 ・感染症発生時のゾーニングに関する実施体制について計画されているか。 ・設備、備品の消毒等、衛生管理を行う計画があるか。 ・感染症予防に関する実施体制について計画されているか。 ・従業員の健康管理等を行う計画となっているか。
	④事故防止・虐待防止の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止、虐待防止のための指針（マニュアル等）の整備が計画されているか。 ・事故防止、虐待防止のための委員会等の設置が計画されているか。 ・事故発生時の連絡体制図の整備が計画されているか。 ・損害賠償保険に加入が計画されているか。
	⑤苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な苦情処理の仕組み（フロー図等）の整備が計画されているか。 ・苦情受付窓口の設置を計画しているか。
	⑥看取り介護やターミナルケアに関する実施体制と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護やターミナルケアの関する考え方や実施体制について
	⑦地域との連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・開設にあたり地域住民への説明を行う計画となっているか。 ・地域、町内会等と連携を図り、運営することが期待されるか。
	⑧医療機関との連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関が計画されているか。 ・緊急時の医療連携体制はどのような体制が確保されているか。 ・主治医との連携の具体的な方策について。
	⑨独自の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の取組みなどを通じて、良好なサービスが提供されるか。

〈恵庭市地域密着型サービス事業者 選考基準等の一覧〉

< HP用 >

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
2. 職員体制	①必要な職員が適正に配置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な職員配置が可能となっているか。 ・代表者は資格要件を満たしているか。 ・管理者（予定者）は資格要件を満たしているか。
	②職員の研修・育成に関する方針は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に向けた取組みがあるか。 ・従業員が働きやすい職場環境が具体的に計画されているか。 ・職員の研修計画の策定が計画されているか。
3. 施設及びサービス	①施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域で立地する計画となっているか。
	②施設機能の充実性	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な空間づくりに配慮した仕様か。 ・利用スペースの確保等、利便性が図られる施設となっているか。 ・消防用設備等が備えられた施設となっているか。
4. 法人の経営状況	①これまでの取り組みに関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉・医療事業の実績はあるか。（市内に法人、または事業所があれば加点）
	②事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の財政状況は良好か。 ・持続可能な安定的な経営が期待できるか。 ・無理のない資金計画となっているか。 ・事業のスケジュールは具体的か。
5. その他	その他	<p>【事業継続に対する信頼性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型サービス事業」において公募期間終了後に応募を辞退したことがないか ・「地域密着型サービス事業」について撤退したことがないか <p>※過去3年間における、他市町村での実績も含める</p>

合計	1. 運営全般	<p>※配点は200点満点。 評価は120点を合格ラインとし、120点未満の場合は欠格事業者とします。複数の事業者から公募がある場合は、点数の高い事業者を選定します。また、公募が1社であっても120点以上の場合は選定の対象としますが120点未満の場合は、欠格とします。</p>
	2. 職員体制	
	3. 施設及びサービス	
	4. 法人の経営状況	
	5. その他	

令和3年度

恵庭市地域密着型サービス事業者募集要項
【 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 】

(第8期介護保険事業計画分)

《公募》

— 令和3年4月 —

恵 庭 市

保健福祉部 介護福祉課

1. 目的

恵庭市では、第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を図るため、サービス提供事業者を公募します。

◆第8期事業計画期間中の基盤整備

基 盤	第 8 期		
	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 36人(18人×2カ所)	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
看護小規模多機能型居宅介護 29人(1カ所)	公 募	サービス開始	
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 29人(1カ所)	公 募		サービス開始
認知症対応型通所介護	指定申請 → 指定決定 → サービス開始 ※認知症対応型通所介護は公募による指定ではなく、指定申請があれば審査を行い、指定します。		

2. 今回募集する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1カ所 定員29人	市内全域	令和6年3月31日 までに供用開始

【付帯事項】

- ① 整備形態は従来型個室、ユニット型個室、又は多床室の整備が可能です。
ユニット型の定員は10人以下、多床室の定員は1居室2～4人以下です。
※国や北海道が推進する「ユニットケア」に配慮しつつ、恵庭市内での「多床室への申込のニーズ」を踏まえ、「ユニット型個室と多床室」の組み合わせによる整備を行う場合は、加点の対象とします。
- ② ユニット型、多床室が混在する形で整備する場合、それぞれ別事業所扱いとなり、別々の指定を受ける必要があります。そのため、それぞれの人員基準を満たす職員配置をする必要があります。
- ③ 施設は、【新設】、【既存建物を増改築】、【既存建物内を改修】のいずれも可能です。
- ④ サテライト型での整備も可能です。
※ただし、同一法人により設置される本体施設（特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院・診療所）と適切に連携がなされており、本体施設とは別の場所

で運営される「地域密着型特別養護老人ホーム」として、通常の交通手段で概ね 20 分以内の距離であることを条件とします。

- ⑤ 他の介護保険事業所や有料老人ホーム等と併設することは可能です。その場合、併設施設の整備に関する法令等の規定に基づく基準等を満たしていることが必要です。

3. 施設整備に関する補助金等について

当該施設整備については、介護サービス提供基盤等整備事業費として、交付金支援の対象となる場合があります。ただし、当該交付金は、北海道が審査・決定するため、資金計画に含めることは可能ですが、交付が確定しているものではありませんので、予めご了承ください。

なお、交付金を活用した事業所整備は、北海道の交付内示（指令前着手届の提出）を経てからの工事着工となりますが、交付内示時期は未定です。

※交付金を希望しない場合には、選定後であれば工事着工の時期に制限はありません。

※当該交付金は、上記のとおり、北海道の交付金を活用し、恵庭市が「介護サービス提供基盤等整備事業」を行う事業者に対して補助金を交付する（間接補助）ものであり、単年度ごとの予算措置により交付されるものです。したがって、工事着工～完成～実績報告～補助金請求～補助金受領など、全ての事務が単年度で完了している必要があるため、厳密なスケジュール管理をお願いします。

【交付金メニューの一部】

- 施設整備分 …… 4,480 千円×整備床数
- 開設準備分 …… 839 千円×定員数

※北海道の交付金であるため、今後交付基準額が変更となる場合があります。

4. 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又はこれから新たに社会福祉法人の設立を予定している者であること。
※社会福祉法人の設立を予定している者の場合は、法人設立が確実に見込まれる状態であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 の第 4 項及び同法第 115 条の 12 の第 2 項に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、恵庭市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による、指定の取消を受けたことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

- (10) 土地及び建物の所有権または賃借権等を有しているか、確実に使用できる見込みがあること。
※関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、上記のとおり、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると思われる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (11) その他応募必要書類の内容を満たすこと。

5. 建設用地

- (1) 建設用地は、事業が安定的、継続的に行われるために施設建設に必要な土地は、すべて法人が所有又は取得が確実に見込まれること。
借地も可能とするが、その場合は、事業の存続に必要な相当長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 建設用地を今後売買による取得(借地を含む)する場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買(借地)が確実であることが証明できればよい。
- (3) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。
または、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを確認した上で用地を選定すること。
- (5) 建設用地について、建設に支障がないかどうかを関係部局等に事前に確認し、「建設予定地に関する確認書(様式19)」に正確に記載すること。

6. 建物

- (1) 建物は、すべて法人が所有又は取得が確実に見込まれること。
- (2) 建築基準法、消防法、その他の各種法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認すること。
- (3) 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (4) 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- (5) 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分に留意すること。
- (6) 今般の感染症に対応するゾーニングを意識した計画とすること。

7. 応募手続き

応募事業者は原則、(1)公募説明会へご参加いただき、(2)～(3)の手続きを踏み、(4)の応募受付期限までに応募申請書及び添付資料をご提出ください。

(1) 公募説明会(原則参加)

●日 時 : 令和3年5月11日(火) 15時00分～
(受付14時45分～)

●会 場 : 市民会館 2階 中会議室

●申込方法: 令和3年5月7日(金)までに【(1)法人名 (2)担当者名 (3)参加人数

(4) 連絡先【電話番号】を記載し、恵庭市介護福祉課指導担当までご連絡ください。
※参加人数は、各事業所原則2名まででお願いします。
※お申込は、メール若しくはFAXにてお願い致します。
※当日は、マスクの着用をお願い致します。

- 資料：当日配布する資料は公募説明会資料のみとなります。
募集要項や様式等につきましてはホームページへ掲載しておりますので、配布を省略させていただきます。

(2) 応募意思表明書

- ・応募意思表明書（別紙様式）を下記により提出してください。
 - 提出期限：令和3年6月1日（火）～令和3年6月18日（金）
 - 時間：9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
 - 場所：恵庭市役所保健福祉部 介護福祉課 指導担当（14番窓口）
 - 提出方法：持参のみ
- ※期限までに応募意思表明書の提出がない場合は、応募書類を受付できませんのでご留意ください。
- 予約：書類をご提出いただく際は、必ず電話連絡により来庁日時をお知らせください。
- ※応募意思表明書の取下げについては、特段様式はないため、電話にてご連絡願います。

(3) 事前協議

- ・応募意思表明書をご提出いただいた後、応募に係る事前協議をさせていただきます。
 - ・事前協議では、整備予定地の立地及び周辺環境、建設に伴う関係部局等との調整状況、資金の状況、地域住民説明会の開催範囲や開催状況などをヒアリングさせていただきます。
 - 事前協議の受付期間：令和3年6月7日（月）～令和3年7月15日（木）
- ※事前協議は必須です。
- ※事前協議の日程調整は応募意思表明書を受付した際に、当方からご連絡させていただきます。

(4) 応募受付

- 提出期限：令和3年7月1日（木）～令和3年7月22日（木）
 - 時間：9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
 - 場所：恵庭市役所保健福祉部 介護福祉課 指導担当（14番窓口）
 - 提出方法：持参のみ
 - 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
- ※事前協議を踏まえていない場合は、応募受付いたしませんのでご留意ください。
- ※書類が揃っていない状態では受付致しませんので、余裕をもってご提出願います。
- 応募を辞退する場合は、下記のとおり取り扱います。
- 【(1) 公募期間中に応募を辞退する場合】
- ・応募申請取り下げ届出書（別紙様式）を提出してください。
- 【(2) 公募期間終了後に応募を辞退する場合】
- ・応募辞退届出書（別紙様式）を提出してください。

(5) 手順スケジュール

	6月	7月
応募意思表明書	6/1 (火) ←→ 6/18 (金)	
事前協議	6/7 (月) ←→ 7/15 (木)	
応募受付	7/1 (木) ←→ 7/22 (木)	

(6) 提出部数

- ・ 正本 1 部、副本 9 部 (コピー可) 計 10 部

※応募申請書の提出書類の体裁については、別に記載しております。

※副本 9 部においては、外部委員へ送付するため、応募事業者が特定できる法人名や法人住所、法人代表者など応募事業者が特定されるものについては、見えないようマスキングしてください。

(7) 応募申請書及び提出書類

No.1~48 の書類を提出してください。

■ 応募申請書及び提出書類一覧

No.	項目	様式	備考
1	応募申請書	1	
2	応募書類一覧表	2	

■ 法人及び計画の概要

3	開設までのスケジュール	任意	できるだけ詳細に作成
4	社会福祉法人調書	3	(既存/新設)
5	社会福祉法人定款	—	
6	決算報告書	—	(直近2期分)
7	誓約書 (1)	4	
	・介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び同法第 115 条の 12 の第 2 項の規定に該当しない旨		
8	誓約書 (2)	5	
	・令和 3 年度 恵庭市地域密着型サービス事業者応募に係る誓約書		
9	事業の概要調書	6	
10	施設整備に係る理事会の議事録	任意	
11	設立準備会の議事録	任意	(新設法人のみ)
	・設立趣旨、事業内容、設立代表者の選任、応募の意思決定等。		
12	法人代表者 (設立代表者) の経歴書	7	
13	理事・監事 (就任予定者) 名簿	8	
14	理事・監事 (就任予定者) の経歴書	9	
15	評議員 (就任予定者) 名簿	10	

16	評議員（就任予定者）の経歴書	11	
17	施設長（就任予定者）の経歴書	12	

■ 資金収支計画

18	資金計画書	13	
19	資金収支予算書	任意	（今後3年間の見込み）
20	職員配置（採用計画）計画書	14	
21	居住費の算定資料	15	
22	預金残高証明書	—	直近のもの

■ 資金計画書における贈与

23	寄附予定者一覧	16	
24	贈与確約書の写し	17	参考様式

■ 贈与者（個人）

25	資産申立書	18	
26	印鑑登録証明書	—	
27	預金残高証明書	—	
28	所得証明書	—	
29	誓約書（2）	5	

■ 贈与者（法人）

30	法人役員会等の議事録の写し	任意	
31	法人登記事項証明書	—	法人現在事項全部証明書
32	法人定款の写し	—	
33	法人印鑑登録証明書	—	
34	法人決算書の写し	任意	直近2期分
35	預金残高証明書	—	
36	誓約書（2）	5	

■ 整備予定地

37	建設予定地に関する確認書	19	
38	事業予定地の写真（カラー）	任意	
39	事業予定地の登記事項証明書	—	
40	事業予定地・その周辺の公図の写し	任意	
41	土地売買確約書等の写し	20	参考様式

42	地上権（賃借権）設定確約書	21	参考様式
43	抵当権抹消に関する確約書	任意	

■ 地域関係

44	地域住民説明状況調書	22	
45	協力病院・協力歯科医療機関内諾書	23	参考様式

■ 建設・設備工事

46	建設・設備工事の工程表	任意	
47	位置図（付近見取図）	任意	
48	建物の外観・概要・イメージ図	任意	

※ 質問は、質問表（別紙様式）により提出してください。

※ 上記提出書類のほかにも、必要に応じ書類の追加を求め場合があります。

8. 地域密着型サービス事業者の選定方法

- (1) 事業者の選定は、恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会が行います。
- (2) 審査は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に評価し審査します。
- (3) 選定基準は、恵庭市地域密着型サービス事業者選定基準を設けて行います。
- (4) 選定委員会の選定結果について、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会（地域密着型サービス運営委員会）において審議した上で市長が決定します。
- (5) 選定結果は、全応募者に対し速やかに文書で通知するとともに市ホームページ等で公表します。
- (6) 応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合には、追加募集を行う場合があります。
- (7) 選定後の権利譲渡は認めません。

9. 事業者指定について

- (1) 選定後に指定申請をしていただきますが、具体的な手続きについては、選定後にお知らせします。
- (2) 指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請内容が応募内容（事業計画書等）と著しく条件が異なる場合や指定基準を満たしていない場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には指定申請を却下する場合があります。
- (4) 指定後であっても、選定又は指定を行うにあたり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

10. スケジュールについて

日 程	内 容
令和3年4月6日（火）	公募スケジュール、募集要項公表、質問の受付開始
令和3年4月23日（金）	第1回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会
令和3年4月26日（月）	第1回 選定委員会（公募について選定委員へ説明）
令和3年5月11日（火）	公募説明会（※応募事業者は原則参加）
令和3年5月18日（火）	質問 受付終了
令和3年5月24日（月）	質問・回答内容を恵庭市ホームページに掲載
令和3年6月1日（火）～ 令和3年6月18日（金）	応募意思表明書の受付期間
令和3年6月7日（月）～ 令和3年7月15日（木）	事前協議の受付期間
令和3年7月1（木）～ 令和3年7月22日（木）	応募の受付期間
～	応募書類の審査
令和3年8月中旬	第4回 選定委員会（事業所によるプレゼン及びヒアリング審査）
令和3年8月下旬	第5回 選定委員会（事業者選定）
※選定後、専門部会での審議等を経て速やかに事務を執り進めます	第3回 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会での審議 審査結果の通知と公表（選定結果等をホームページで公開）
令和4年度～令和5年度	事業所、設備、人員等について、法令の基準に沿った整備を完了し、恵庭市に事業者指定申請を行う。
	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会（地域密着型サービス運営委員会）において、事業者指定申請についての審議
	恵庭市から事業者指定を受ける
令和5年度中	事業の開始

11. その他

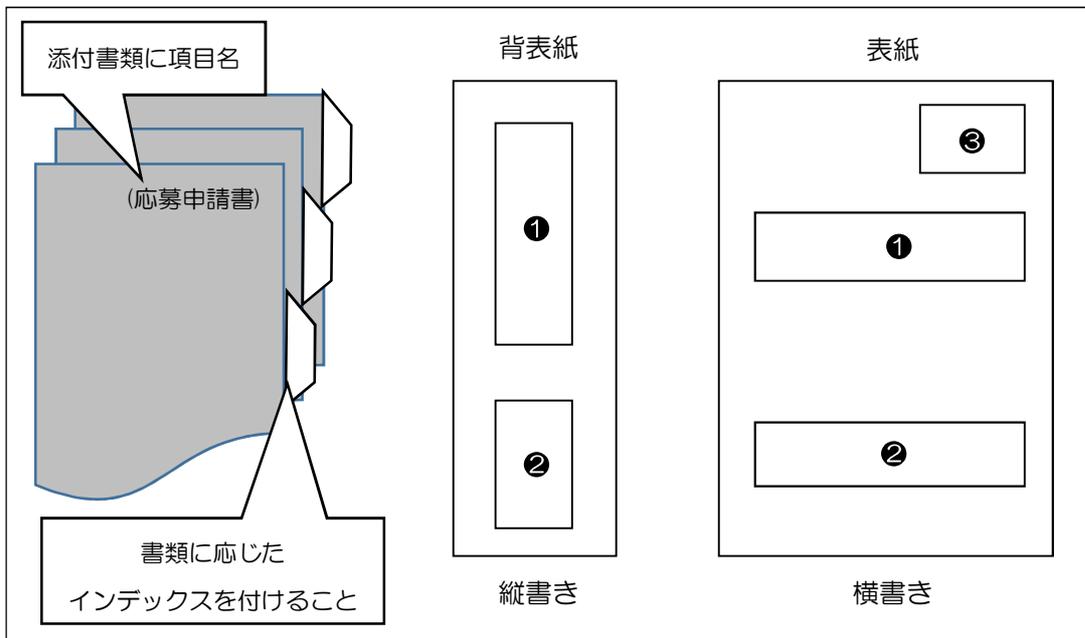
- 募集要項及び関係様式については、市のホームページに掲載しています。
- 応募様式の文字フォント、サイズに指定はございませんが、極端に小さいなど見えづらくならないように作成してください。
- プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公募申し込みをしたすべての事業者を対象とします。また、時間の制約上持込パソコンによるパワーポイントや動画を用いることは不可とします。プレゼンテーションに用いる資料は公募書類の提出時のみの受付とし、当日の持込は原則不可とします。持ち時間やプレゼンテーション開始時間等については、後日応募事業者への通知文にてお知らせします。
- 事業計画や事業概要、その他添付書類に未定、未整備の項目がある場合には、その旨を記載の上、添付しなくても構いません。ただし、より具体的な記述のある方を評価しますのでご承知ください。

応募にあたっての留意事項

- (1) 介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 新たに事業所を開設する場合は、応募申込の前に地元への説明を行い、その結果（予定）について記載してください。なお、説明にあたっては「恵庭市に応募し、事業として指定されることが条件である」旨を資料などに記載するなど、十分注意を払うものとします。
- (3) 応募いただいた関係書類は返却せず、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、恵庭市情報公開条例第 10 条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。
- (6) 質問について、事業計画の内容が指定基準を満たしているかどうかについては回答しかねますので、各自で基準等をご確認ください。また応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社等からの質問は受け付けませんので、応募者から質問表を提出してください。

【提出書類の体裁】

- 1) フラットファイルに書類を綴じて提出してください。
- 2) 全体の目次を付けてください。またページをつけてください。
- 3) 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- 4) 用紙は原則としてA4 版で作成してください。※図面などは折りたたむなどしてA4 版に統一。



フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 令和3年度 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業応募申込書
- ② 事業者名（※事業者名は、正本のみ付してください。）
- ③ 正本又は副本

恵庭市地域密着型サービス事業者 選考基準等の一覧 (HP用)

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
1. 運営全般	①法人の経営理念	<ul style="list-style-type: none"> ・本公募事業の整備趣旨や志望動機について。 ・利用者の自立した日常生活を営むことを経営理念としているか。 ・経営理念の内容が確立化され、明文化されているか。 ・適正な利用者負担額となっているか。また根拠は明確か。
	②利用者の人権保護への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思や自立を尊重したサービス提供が期待できるか。 ・成年後見制度及びその活用への理解があるか。
	③非常災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の関係機関への通報や連携体制（組織図、マニュアル等）の策定が計画されているか。 ・非常災害計画や業務継続計画（BCP）の策定状況について計画されているか。 ・定期的な避難訓練の実施が計画されているか。 ・感染症発生時のゾーニングに関する実施体制について計画されているか。
	④事故防止、虐待防止、身体拘束廃止に関する対応・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止、高齢者虐待防止のための指針（マニュアル等）の整備が計画されているか。 ・事故防止、虐待防止のための委員会等の設置が計画されているか。 ・事故発生時の連絡体制図の整備が計画されているか。 ・損害賠償保険に加入が計画されているか。 ・身体拘束廃止に関する考え方について整備されているか。
	⑤苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な苦情処理の仕組み（フロー図等）の整備が計画されているか。 ・苦情受付窓口の設置を計画しているか。
	⑥衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、備品の消毒等、衛生管理を行う計画があるか。 ・食中毒、感染症対策マニュアルの策定が計画されているか。 ・感染症予防に関する実施体制について計画されているか。 ・従業員の健康管理等を行う計画となっているか。
	⑦地域との連携に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・開設にあたり地域住民への説明を行う計画となっているか。 ・地域、町内会等と連携を図り運営することが期待されるか。 ・家族との交流の場を設定する計画となっているか。
	⑧医療連携と医療依存度の高い方に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関が計画されているか。 ・利用者の入院や夜間等における対応をあらかじめ医療機関と取り決める計画となっているか。 ・終末期のケアについて医療機関との連携が計画されているか。 ・医療依存度の高い方に対して開かれた体制となっているか。
	⑨認知症に関する独自の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域を対象とした認知症に関する研修会の開催等独自の取り組みを計画しているか。

(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)

恵庭市地域密着型サービス事業者 選考基準等の一覧 (HP用)

評価項目	選考基準	評価の具体的内容
2. 職員体制	①必要な職員が適正に配置されているか	<ul style="list-style-type: none"> 代表者は、介護経験はあるか。保健福祉医療サービス事業の経営に携わった経験があるか。 介護職員が十分に配置される計画となっているか。 介護支援専門員が十分に配置される計画となっているか。
	②職員の研修・育成に関する方針は適切か	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保に向けた取組みがあるか。 従業員が働きやすい職場環境が具体的に計画されているか。 職員の研修計画の策定が計画されているか。
3. 施設及びサービス	①サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の向上についてのどのような方策があるか。 低所得者に対する配慮について。
	②施設の基本方針・施設機能の充実性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の基本方針について。 家庭的な生活空間を取り入れるための工夫があるか。 併設事業所や他の事業所と密接に連携できるスケールメリットを生かした運営体制となっているか 利用者処遇の向上の点において、どのような特徴があるか。
4. 法人の経営状況	①これまでの取り組みに関する実績	<ul style="list-style-type: none"> 介護・福祉・医療事業についてどのような実績があるか。 <p>(※市内に法人、または事業所があれば加点)</p>
	②事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の財政状況は良好か。 持続可能な安定的な経営が期待できるか。 無理のない資金計画となっているか。 事業のスケジュールは具体的か。
5. その他	その他①	<p>【事業継続に対する信頼性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域密着型サービス事業」において公募期間終了後に応募を辞退したことがないか 「地域密着型サービス事業」について撤退したことがないか <p>※過去3年間における、他市町村での実績も含める</p>
	その他②	<p>【整備形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や北海道が推進する「ユニットケア」に配慮しつつ、恵庭市内での「多床室への申込のニーズ」を踏まえ、「ユニット型個室と多床室」の組み合わせによる整備計画を加点。
合計	1. 運営全般	<p>※配点は200点満点。 評価は120点を合格ラインとし、120点未満の場合は欠格事業者とします。複数の事業者から公募がある場合は、点数の高い事業者を選定します。また、公募が1社であっても120点以上の場合には選定の対象としますが120点未満の場合は、欠格とします。</p>
	2. 職員体制	
	3. 施設及びサービス	
	4. 法人の経営状況	
	5. その他	

介護給付適正化計画 (令和3～5年度)

令和3年3月

恵庭市保健福祉部介護福祉課

1 計画の趣旨と目的	1
2 介護給付適正化計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 本市の現状と分析	2
5 介護給付適正化主要5事業について	5
6 令和3～5年度の取組方針と目標	7

1 計画の趣旨と目的

平成 29 年の介護保険制度改正では、市町村がこれまで以上に高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた取り組み及び介護給付等に要する費用の適正化(以下、介護給付適正化という。)に向けた取り組みを積極的に推進していくため、当該事項に対する取組内容とその目標を市町村介護保健事業計画に明記することとされました。

高齢化の進行により、介護給付費等に要する費用は、今後も増加が見込まれています。介護を必要とする方が増大する一方で、その支え手が減少することは、市民の負担となる介護保険料の増大につながるだけでなく、介護保険運営そのものの持続性を脅かすものです。

こうしたことから、本市においては高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた取り組み及び介護給付適正化を一体的に捉えた施策推進が一層重要になると考えられます。

本計画は、市民の適正な介護サービス利用を促進しながら、給付を適正化することを主な目的とし、介護保険運営の持続性を確保するとともに負担可能な保険料を維持するためのものであり、単に給付の抑制を意味するものではありません。介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられる環境を維持するため、サービスの適正な利用を推進するためのものです。

本計画を通じて得られるもの

- i) 利用者の自立支援に向けて、必要かつ適正なサービスの提供につながる
- ii) 過剰な介護サービスの提供等必要性の低いサービス給付が抑制され、費用の効率化、ひいては介護保険料の上昇の抑制につながる
- iii) 限られた社会資源の効率化・効果的な活用が図られ、介護を社会全体で支える介護保険制度の信頼性や持続可能性が高まる。

2 介護給付適正化計画の位置付け

本計画は、下記の法律の規定及び国の指針により、市町村介護保険事業計画において定めることとされていた介護給付適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものです。

- ・介護保険法第 117 条第2項第3号及び第4号
- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・介護給付適正化計画に関する指針

適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで四期にわたり、各都道府県が介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者(市町村等)が一体となって適正化に向けた取組を推進してきました。

以下に示す適正化に関し取り組むべき施策および目標を、恵庭市では第8期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは別に「介護給付適正化計画」として策定し、適正化を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、介護保険運営の持続性を確保するための事業計画であることから、介護保険事業計画と整合性をとるべきものです。したがって「恵庭市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とおなじ令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

4 本市の現状と分析

適正化事業の実施体制について、職員による対応と委託により実施しています。

制度の円滑な運営に向けて、介護を必要とする方に対して過不足ない介護サービスの提供が行われるよう、ケアプラン点検など介護給付適正化事業の推進がより一層重要となります。

適正化事業の実施体制

適正化事業	体制
要介護認定の適正化	職員 3人
ケアプランの点検	職員 3人、委託
住宅改修等の点検(住宅改修の点検)	職員 1人
住宅改修等の点検(福祉用具購入調査)	職員 1人
住宅改修等の点検(福祉用具貸与調査)	職員 1人
縦覧点検・医療情報との突合	職員 1人、委託
介護給付費通知	職員 5人

本市の高齢者世帯数は、全世帯数(34,093世帯)の約42.0%、そのうち独居世帯数(2,980世帯)は約20.7%となっています。今後も独居世帯の割合が多くなると見込まれるため、在宅生活の継続を見据えたサービスの総量を増やす取り組みが必要となります。

恵庭市の現状

(R2.9月末現在)

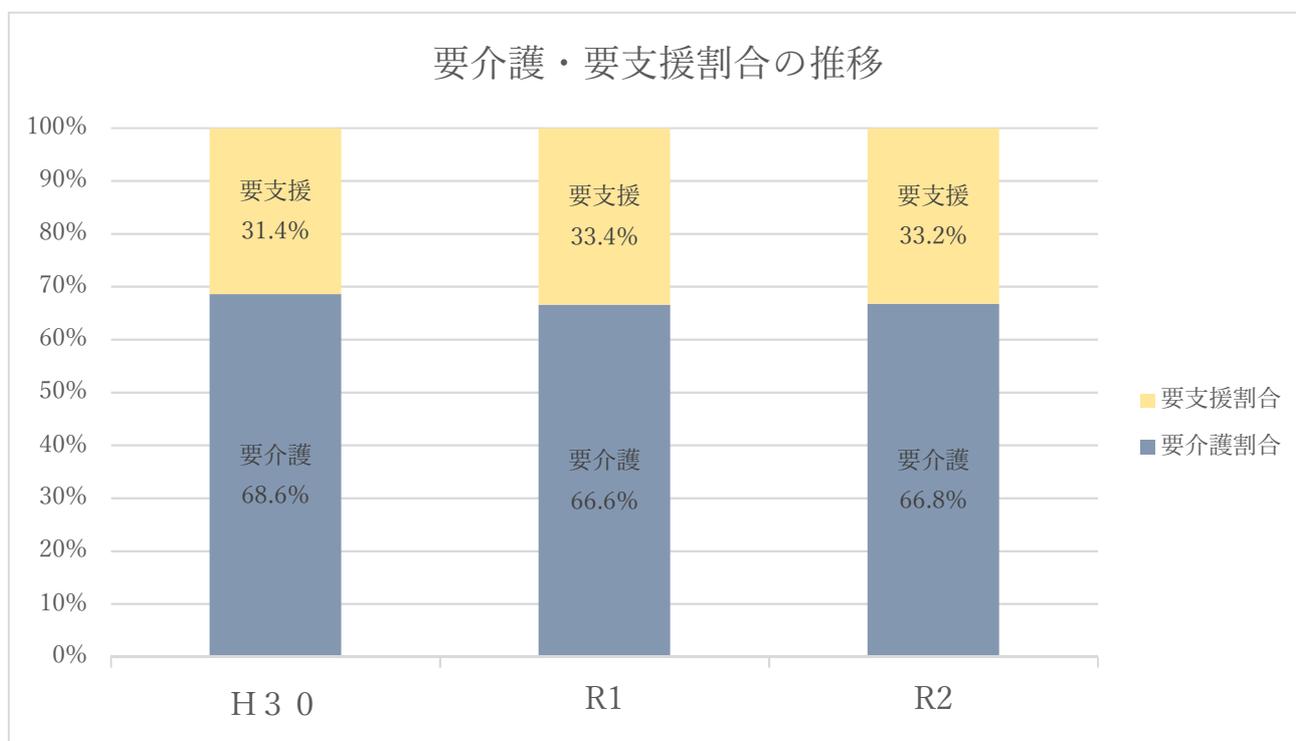
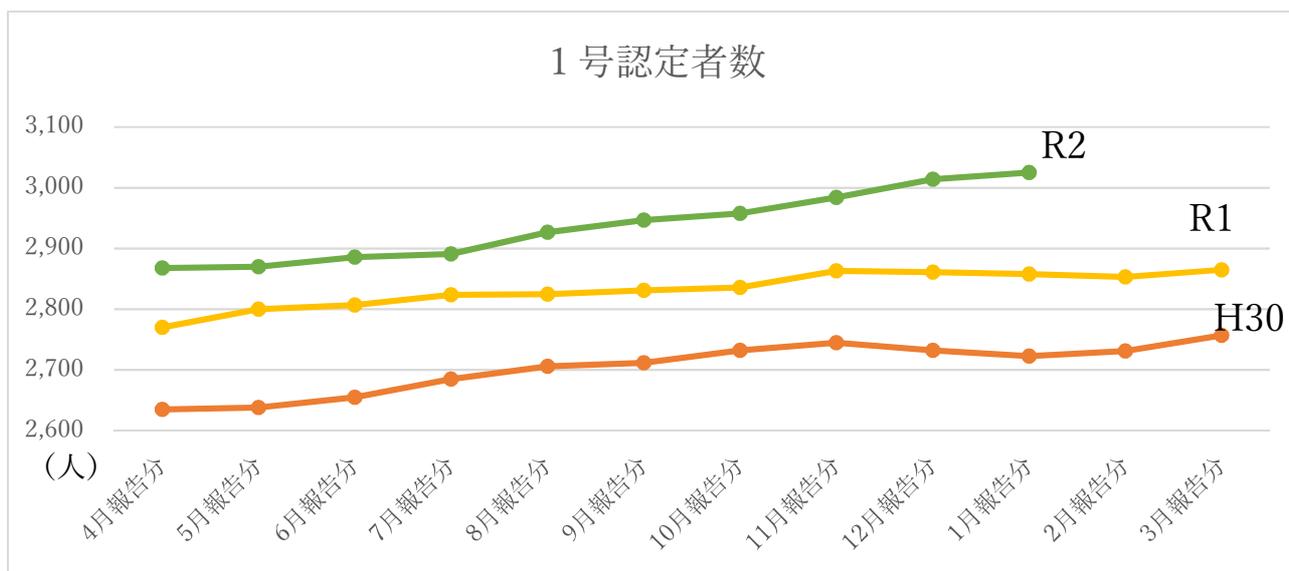
人口	70,092人
高齢者人口	19,536人
高齢化率	27.9%
世帯数	34,093世帯
高齢者世帯数	14,334世帯(42.0%)
独居世帯数	2,980世帯(20.8%)
要介護認定率	15.1%

要支援・要介護者の認定率と共に、要支援者の割合が微増傾向で推移しているため、自立支援・重度化予防に資する事業の推進と、要介護状態の維持・改善への取り組みが重要となります。

認定者数

(R2.9月末現在)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定者数(人)	2,780	2,909	3,020
要支援(人)	873	972	1,003
要介護(人)	1,907	1,937	2,017



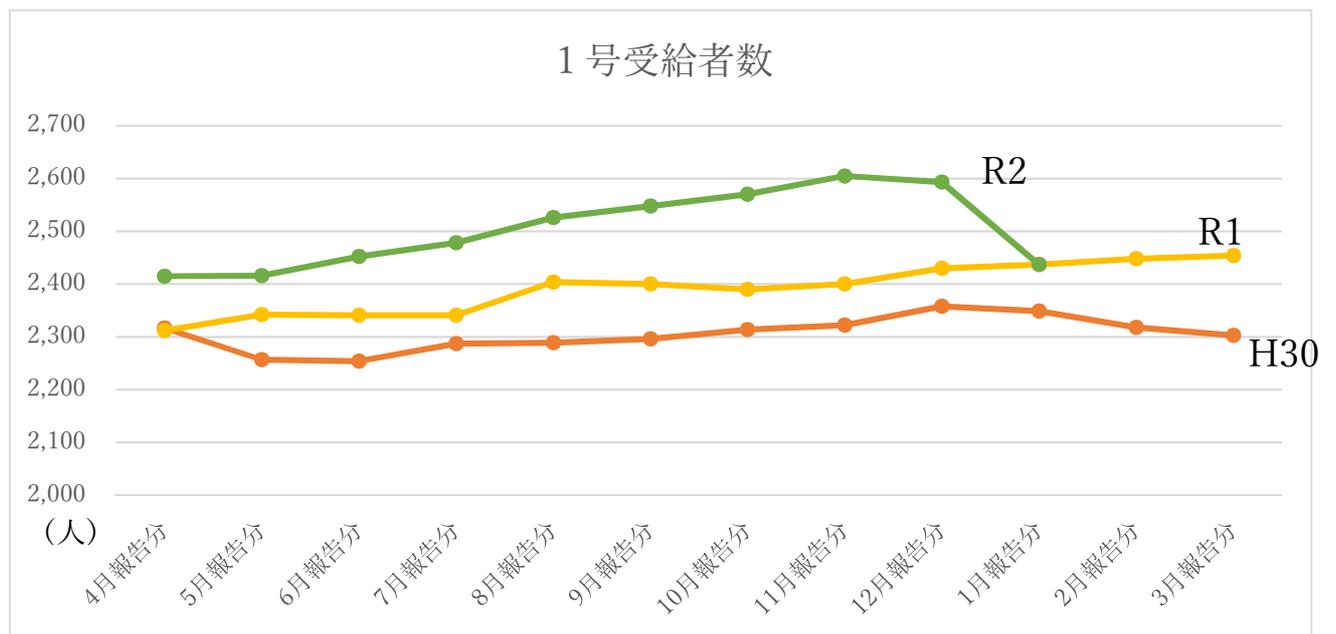
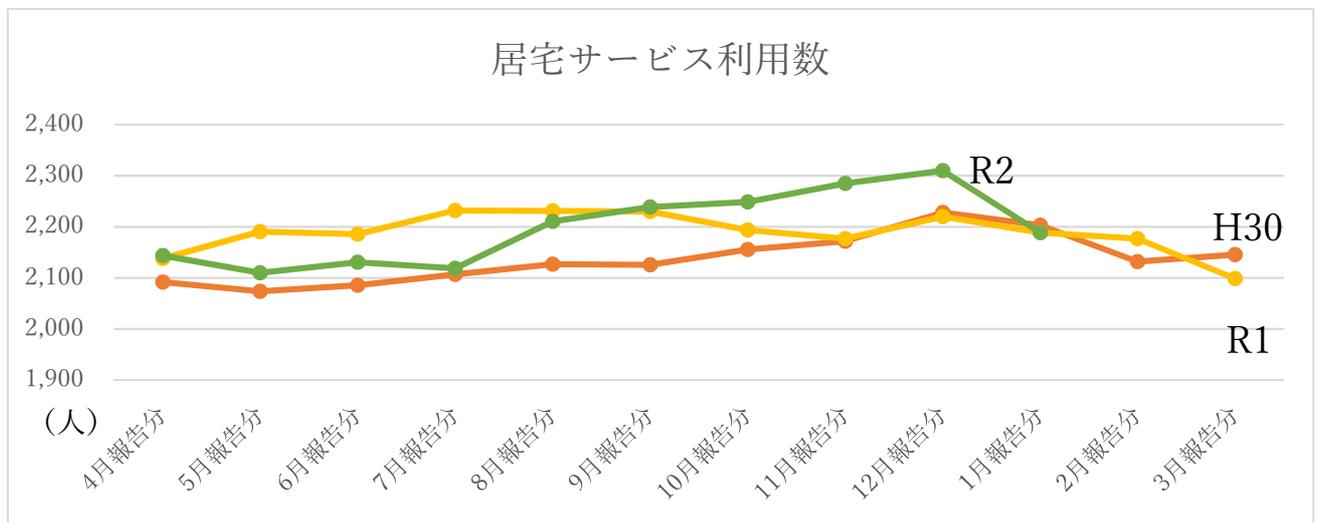
事業所数（老人福祉法含む）

（令和3. 2月末現在）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護サービス事業所数(か所)	100	110	111

サービス利用状況（月平均実績）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
居宅サービス利用者数(人)	1, 530	1, 613	1, 711
地域密着型サービス利用者数(人)	480	491	529
施設サービス利用者数(人)	361	364	370



平成30年度から令和2年度まで、要介護(要支援)認定者数および居宅介護サービス利用者数は増加した中、1号受給者数については令和2年度のみ12月から1月にかけて大幅に減少しました。これは新型コロナウイルスにより、デイサービス等の利用者減少が影響したものと考えられます。令和3年度以降再び増加が見込まれるため、受給者が真に必要なサービスを適切に給付するためには、適正化事業をより進めていく必要があります。

5 介護給付適正化主要5事業について

(1) 要介護認定の適正化

① 基本的な考え方

全国一律の基準に基づいた要介護認定が適正に実施される。

② 具体的な取組み

要介護認定の新規、変更または更新申請に係る認定調査の内容について、市の担当職員がお互いに調査票を点検、及び年一回要介護認定業務分析データに基づきミーティングを行うことにより平準化を図り、適切かつ公平な要介護認定を確保します。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認定調査票の点検件数(件)	2, 174	2, 651	1, 663

(2) ケアプラン点検

① 基本的な考え方

保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する。

② 具体的な取組み

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について資料提出を求め、利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
点検件数(件)	8	8	8

(3) 住宅改修等の点検

① 基本的な考え方

受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされる。

② 具体的な取組み

「住宅改修の点検」「福祉用具購入・貸与調査」は、工事見積書の点検や訪問調査等を行い、施工状況や利用状況を点検することにより、受給者の状態に対して不適切または不要な住宅改修・福祉用具購入・貸与を排除します。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅改修の点検件数(件)	256	270	249
福祉用具購入調査件数(件)	218	254	225
福祉用具貸与調査件数(件)	915	763	744

(4)縦覧点検・医療情報との突合

①基本的な考え方

報酬請求が誤っている可能性が高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。

②具体的な取組み

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行います。

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うことにより、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
点検件数(件)	28,445	29,616	31,323

(5)介護給付費通知

①基本的な考え方

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。

②具体的な取組み

受給者に対し、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知し、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発します。また、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。(R3.2月現在)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通知件数(件)	2,785	2,709	2,800

適正化事業の実施体制

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定の適正化	○	○	○
ケアプランの点検	○	○	○
住宅改修等の点検 (住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	○	○	○
縦覧点検・医療情報との突合	○	○	○
介護給付費通知	○	○	○

上記の表のとおり平成30年度から令和2年度まで主要5事業を全て実施しました。

6 令和3～5年度の取組方針と目標

【取組方針】

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組みます。

高齢者は疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、個別や地域の実情に応じた事業実施が重要となります。庁内外と連携した保険・介護データの分析や事業展開をすることにより、重度化予防や、要介護状態の維持・改善への観点からも給付適正化を図ります。

また、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジメント支援を目的として地域ケア個別会議等を活用し、多職種の視点からケアプランについて議論を行う際、「多職種によるケアプランに係る議論の手引き」についても参考とします。

【目標】

「要介護認定の適正化」

認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票の点検件数(件)	2,700	2,700	2,700

「ケアプランの点検」

令和3年度は8件(4事業所)の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネジャー等に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。また、ケアマネジャーを対象とした研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」及び「ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」の積極活用を進めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	8	8	8

「住宅改修等の点検」

「住宅改修の点検」「福祉用具購入調査」は現状確認のために訪問調査を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修や福祉用具購入が認められた場合、工事施工業者や担当ケアマネジャー等に対し再指導を行い、改修工事のやり直しを指示します。また必要に応じ追加資料の請求や、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

また、市のホームページ等で介護保険住宅改修の手引きを公開し、住宅改修事業および福祉用具購入事業の周知を図るとともに、受付時の審査を強化し、不適切または不要な利用を未然に防止します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の点検件数(件)	270	270	270
福祉用具購入調査件数(件)	250	250	250
福祉用具貸与調査件数(件)	750	750	750

「縦覧点検・医療情報との突合」

引き続き委託により全件実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また委託だけでなく、保険者として10帳票の点検を強化します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	32,000	33,000	34,000

「介護給付費通知」

利用者全員に対し10月に通知します。受給者本人が給付状況を確認することにより、介護給付費への理解を促進します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	2,850	2,900	2,950

事業者の指定更新について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規指定更新の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、指定更新をいたしましたのでご報告を申し上げます。

＜指定更新＞

■指定地域密着型サービス事業者

(NO.1) (グループホーム恵風)

指 定 年 月 日	令和3年5月19日	
指 定 満 了 月	令和9年5月18日	
事 業 者	法 人 名	医療法人社団恵庭南病院
	所 在 地	恵庭市住吉町2丁目4番14号
事 業 所	事 業 所 名	グループホーム恵風
	所 在 地	恵庭市緑町2丁目12番12号
	事 業 名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスAの事業者指定について

高齢化が進展する中、フレイル予防や高齢者の自立支援・重度化防止の観点から総合事業の推進がさらに求められており、本市においても、総合事業の利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、令和3年4月1日から「通所型サービスA」の事業を開始しました。

つきましては、下記事業者より、新規指定申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、運営基準等に基づき審査し、新規指定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

＜新規指定＞

■指定介護予防・日常生活支援総合事業者

(NO.1) (リハビリ特化型デイサービス カラダラボ恵庭)

指 定 年 月 日	令和3年4月1日	
指 定 満 了 月	令和9年3月31日	
事 業 者	法 人 名	株式会社SHARE
	所 在 地	札幌市中央区南10条西14丁目1-5
事 業 所	事 業 所 名	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ恵庭
	所 在 地	恵庭市大町4丁目2-27
	事 業 名	通所型サービスA

(NO.2) (恵み野デイサービスセンター)

指 定 年 月 日	令和3年4月1日	
指 定 満 了 月	令和9年3月31日	
事 業 者	法 人 名	医療法人北農会
	所 在 地	恵庭市恵み野西2丁目3-5
事 業 所	事 業 所 名	恵み野デイサービスセンター
	所 在 地	恵庭市恵み野西3丁目1-10
	事 業 名	通所型サービスA

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができることと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。



このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【令和3年4月1日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	21事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	13事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	7事業所	1～9	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	8事業所	1～10	自動更新 有

(※)委託する内容

1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務